

平成 28 年

第 5 回 可児市議会定例会議案

平成28年12月 1 日

目 次

議案第59号	平成28年度可児市一般会計補正予算（第4号）について	1
議案第60号	平成28年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	1
議案第61号	平成28年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	2
議案第62号	平成28年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	2
議案第63号	平成28年度可児市水道事業会計補正予算（第2号）について	3
議案第64号	可児市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第65号	可児市下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	6
議案第66号	可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第67号	可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第68号	可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案第69号	可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第70号	可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第71号	可児市税条例の一部を改正する条例の制定について	64
議案第72号	可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	75
議案第73号	可児市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について	78
議案第74号	可児市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	80
議案第75号	可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	82
議案第76号	財産の取得について	84
議案第77号	指定管理者の指定について	87
議案第78号	指定金融機関の指定についての議決の変更について	88
議案第79号	可茂広域行政事務組合規約の一部を変更する規約に関する協議について	89
議案第80号	可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について	90

議案第59号

平成28年度可児市一般会計補正予算（第4号）について

平成28年度可児市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

平成28年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

議案第60号

平成28年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

平成28年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成28年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

議案第61号

平成28年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

平成28年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成28年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

議案第62号

平成28年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

平成28年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成28年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

議案第63号

平成28年度可児市水道事業会計補正予算（第2号）について

平成28年度可児市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成28年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

議案第64号

可児市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

可児市部設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月 1 日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市部設置条例の一部を改正する条例

可児市部設置条例（昭和62年可児市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に次の部を置く。</p> <p>(略)</p> <p><u>健康福祉部</u></p> <p>建設部</p> <p>(略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>健康福祉部</u></p> <p>ア <u>地域福祉に関すること。</u></p> <p>イ <u>高齢者、障がい者、児童及び母子福祉、生活保護その他の社会福祉に</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に次の部を置く。</p> <p>(略)</p> <p><u>福祉部</u></p> <p><u>こども健康部</u></p> <p>建設部</p> <p>(略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>福祉部</u></p> <p>ア <u>社会福祉に関すること（こども健康部が所掌するものを除く。）。</u></p>

<p><u>関すること。</u></p> <p><u>ウ 子育て支援に関すること。</u></p> <p><u>エ (略)</u></p> <p><u>オ 市民の健康の保持及び増進並びに地域医療に関すること。</u></p> <p><u>カ (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p>	<p><u>イ (略)</u></p> <p><u>ウ (略)</u></p> <p><u>(7) こども健康部</u></p> <p><u>ア 子育て支援に関すること。</u></p> <p><u>イ 保育に関すること。</u></p> <p><u>ウ 児童及び家庭に関すること。</u></p> <p><u>エ 市民の健康及び地域医療に関すること。</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p>
---	---

附 則
この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第65号

可児市下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

可児市下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月 1 日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例

(可児市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 可児市水道事業の設置等に関する条例(昭和51年可児町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
可児市水道事業の設置等に関する条例 (水道事業の設置) 第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、 <u>水道事業</u> を設置する。	可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (水道事業及び下水道事業の設置) 第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため水道事業を、 <u>下水を排除し、又は処理するため下水道事業(可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成元年可児市条例第28号)第1条に規定する農業集落排水処理施設及び可児市個別排水処理施設の帰属、管理移管及び管理に関する条例(平成18年可児市条例第40号)第2条第1号に規定する個別排水処理施設に係る事業を除く。以下同じ。)</u> を設置する。 2 <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)</u> 第2条第3項

<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 <u>給水区域は、別に条例で定める。</u></p> <p>3 <u>給水人口は、114,735人とする。</u></p> <p>4 <u>1日最大給水量は、57,975立方メートルとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>地方公営企業法（昭和27年法律第</u></p>	<p><u>及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。</u></p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 水道事業及び下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 <u>水道事業における給水区域、計画給水人口及び計画1日最大給水量を次のとおり定める。</u></p> <p>(1) <u>給水区域は、可児市水道事業給水条例（昭和51年可児町条例第7号）第2条に規定する区域とする。</u></p> <p>(2) <u>計画給水人口は、106,110人とする。</u></p> <p>(3) <u>計画1日最大給水量は、52,362立方メートルとする。</u></p> <p>3 <u>下水道事業における計画処理区域、計画処理人口、計画処理区域面積及び計画1日最大処理水量を次のとおり定める。</u></p> <p>(1) <u>計画処理区域は、可児市の行政区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画における区域とする。</u></p> <p>(2) <u>計画処理人口は、89,290人とする。</u></p> <p>(3) <u>計画処理区域面積は、3,071ヘクタールとする。</u></p> <p>(4) <u>計画1日最大処理水量は、45,824立方メートルとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 法第7条ただし書及び政令第8条</p>
--	---

292号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、水道部を置く。ただし、法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第4項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の

の2の規定に基づき、水道事業及び下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、水道部を置く。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業及び下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の

<p>受領等)</p> <p>第6条 水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(業務状況説明書の提出)</p> <p>第7条 管理者は、法第40条の2第1項の規定に基づき水道事業の業務の状況を説明する書類（以下「業務状況説明書」という。）を、毎事業年度4月1日から9月30日までのものについては、<u> </u>11月30日、10月1日から3月31日までのものについては、<u> </u>5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務状況説明書には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p> <p>3 (略)</p>	<p>受領等)</p> <p>第6条 水道事業及び下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(業務状況説明書の提出)</p> <p>第7条 管理者は、法第40条の2第1項の規定に基づき水道事業及び下水道事業の業務の状況を説明する書類（以下「業務状況説明書」という。）を、毎事業年度4月1日から9月30日までのものについては11月30日、10月1日から3月31日までのものについては5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務状況説明書には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか水道事業及び下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p> <p>3 (略)</p>
---	--

(可児市情報公開条例の一部改正)

第2条 可児市情報公開条例（平成11年可児市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の定義)	(用語の定義)
第2条 この条例において「実施機関」と	第2条 この条例において「実施機関」と

<p>は、市長（<u>水道事業管理者としての権限を行う市長を含む。</u>）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。</p> <p>2 及び 3 （略）</p>	<p>は、市長（<u>可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和51年可児町条例第6号）第3条第2項に規定する管理者を含む。</u>）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。</p> <p>2 及び 3 （略）</p>
---	--

（可児市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正）

第3条 可児市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成28年可児市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審査会は、情報公開及び個人情報保護に関する重要事項について、実施機関（市長（<u>水道事業管理者としての権限を行う市長を含む。</u>）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。以下同じ。）の諮問に応じて答申するほか、実施機関に対し意見を述べるものとする。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審査会は、情報公開及び個人情報保護に関する重要事項について、実施機関（市長（<u>可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和51年可児町条例第6号）第3条第2項に規定する管理者を含む。</u>）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。以下同じ。）の諮問に応じて答申するほか、実施機関に対し意見を述べるものとする。</p>

（可児市個人情報保護条例の一部改正）

第4条 可児市個人情報保護条例（平成11年可児市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 実施機関 市長（<u>水道事業管理者と</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 実施機関 市長（<u>可児市水道事業及</u></p>

<p>しての権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。</p> <p>(5)～(10) (略)</p>	<p>び下水道事業の設置等に関する条例(昭和51年可児町条例第6号)第3条第2項に規定する管理者を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。</p> <p>(5)～(10) (略)</p>
---	--

(可児市特別会計条例の一部改正)

第5条 可児市特別会計条例(昭和57年可児市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 可児市公共下水道事業特別会計</u></p> <p><u>(3) 可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p>

(可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成元年可児市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(供用開始の告示)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(供用開始の告示)</p> <p>第4条 (略)</p>

(可児市下水道条例の規定を準用する場合の読替え)

第4条の2 この条例において可児市下水道条例（昭和63年可児市条例第28号。以下「下水道条例」という。）の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、「公共下水道」とあるのは「施設」と、「管理者」とあるのは「市長」と、「下水」とあるのは「汚水」と読み替えるものとする。

(排水設備の工事の実施)

第8条 排水設備の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、可児市下水道排水設備指定工事店規則（平成元年可児市規則第1号）の規定により指定を受けた排水設備工事業者でなければ行ってはならない。

(排水設備の工事の検査)

第9条 排水設備の工事の検査については、可児市下水道条例（昭和63年可児市条例第28号。以下「下水道条例」という。）第8条の例による。

(使用開始等の届出)

第11条 使用者が、施設の使用を開始し、中止し若しくは廃止し、又は現に中止しているその使用を再開したときの届出については、下水道条例第14条第1項（ただし書を除く。以下同じ。）の規定を準用する。この場合において「公共下水道」とあるのは、「施設」と読み替えるものとする。

(特別な場合における使用料の算定)

第16条 前条に定めるもののほか、特別な場合における使用料の算定については、

(排水設備の工事の実施)

第8条 排水設備の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、可児市下水道排水設備指定工事店規程（平成29年可児市水道部管理規程第 号）の規定により指定を受けた排水設備工事業者でなければ行ってはならない。

(排水設備の工事の検査)

第9条 排水設備の工事の検査については、下水道条例第8条の規定を準用する。

(使用開始等の届出)

第11条 使用者が、施設の使用を開始し、中止し若しくは廃止し、又は現に中止しているその使用を再開したときの届出については、下水道条例第14条第1項（ただし書を除く。以下同じ。）の規定を準用する。

(特別な場合における使用料の算定)

第16条 前条に定めるもののほか、特別な場合における使用料の算定については、

下水道条例第19条の規定を準用する。この場合において「公共下水道」とあるのは、「施設」と読み替えるものとする。

(行為の許可等)

第19条 (略)

2 市長は、前項の規定による場合又はあらかじめ他の施設若しくは工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗きよを設ける場合を除き、何人に対しても、いかなる物件を設けさせてはならない。

(占有)

第20条 施設又は施設の敷地に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して施設又は施設の敷地を占有しようとする場合においては、下水道条例第24条の規定を準用する。この場合において「公共下水道」とあるのは「施設」と、「法第24条」とあるのは「前条」とそれぞれ読み替えるものとする。

(占有料を徴収しない占有物件)

第22条 前条の規定にかかわらず、占有料を徴収しない占有物件については、下水道条例第26条の規定を準用する。この場合において「公共下水道」とあるのは「施設」と、「下水」とあるのは「汚水」とそれぞれ読み替えるものとする。

(原状回復)

第23条 第20条の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了するとき又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、下水道条例第27条の規定を準用する。この場合において「第24条」とあるのは「第20

下水道条例第19条の規定を準用する。

(行為の許可等)

第19条 (略)

2 市長は、前項の規定による場合又はあらかじめ他の施設若しくは工作物その他の物件の管理をする者と協議して共用の暗きよを設ける場合を除き、何人に対しても、いかなる物件を設けさせてはならない。

(占有)

第20条 施設又は施設の敷地に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して施設又は施設の敷地を占有しようとする場合においては、下水道条例第24条の規定を準用する。この場合において、「法第24条」とあるのは「前条」と読み替えるものとする。

(占有料を徴収しない占有物件)

第22条 前条の規定にかかわらず、占有料を徴収しない占有物件については、下水道条例第26条の規定を準用する。

(原状回復)

第23条 第20条の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了するとき又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、下水道条例第27条の規定を準用する。この場合において、「第24条」とあるのは「第20

条」と、「 <u>公共下水道</u> 」とあるのは「 <u>施設</u> 」とそれぞれ読み替えるものとする。	条」と読み替えるものとする。
--	----------------

(可児市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第7条 可児市農業集落排水事業分担金徴収条例(昭和62年可児市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(準用)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、分担金の賦課及び徴収については、可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例(昭和62年可児市条例第27号)第4条から第8条まで及び第11条の規定を準用する。この場合において「負担金」とあるのは、「<u>分担金</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、分担金の賦課及び徴収については、可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例(昭和62年可児市条例第27号)第4条から第8条まで及び第11条の規定を準用する。この場合において、「<u>管理者</u>」とあるのは「<u>市長</u>」と、「負担金」とあるのは「<u>分担金</u>」と読み替えるものとする。</p>

(可児市下水道条例の一部改正)

第8条 可児市下水道条例(昭和63年可児市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>規則</u>の定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、</p>	<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>規程</u>(<u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。</u>)の定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、</p>

市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

(略)

- (4) 雨水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

(略)

(排水設備等の計画の確認)

第6条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請をした者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けな

管理者（可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和51年可児町条例第6号）第3条第2項に規定する管理者をいう。以下同じ。）が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

(略)

- (4) 雨水を排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

(略)

(排水設備等の計画の確認)

第6条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規程で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請をした者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けな

ればならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第7条 排水設備等の新設等の工事（除害施設及び規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長が排水設備等の工事に関し、技能を有する者として指定した排水設備工事業者でなければ行ってはならない。

2 排水設備工事業者について必要な事項は、規則で定める。

(排水設備等の工事の検査)

第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事を完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し検査済証を交付するものとする。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 (略)

2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者については、市長が必要と認めるときは、次の各号に掲げる項目に関し、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる基準とすることができる。

ればならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第7条 排水設備等の新設等の工事（除害施設及び規程で定める軽微な工事を除く。）は、管理者が排水設備等の工事に関し、技能を有する者として指定した排水設備工事業者でなければ行ってはならない。

2 排水設備工事業者について必要な事項は、規程で定める。

(排水設備等の工事の検査)

第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事を完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し検査済証を交付するものとする。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 (略)

2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者については、管理者が必要と認めるときは、次の各号に掲げる項目に関し、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる基準とすることができる。

(1)～(6) (略)

3 (略)

(除害施設の設置)

第11条 (略)

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して公共下水道を使用する者については、市長が必要と認めるときは、次の各号に掲げる項目に関し、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる基準とすることができる。

(1)～(7) (略)

3 前条及び前2項の規定は、規則で定める物質又は項目に係る下水で、規則で定める量のものについては適用しない。

(水質管理責任者の選任等)

第12条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者及び除害施設を設けて公共下水道を使用する者は、水質管理責任者を選任し、規則で定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。これを変更した場合も同様とする。

2 前項の使用人は、水質管理責任者をして、法又はこの条例の規定により排除を制限される水質の下水を排除しないために、規則で定める必要な業務を行わせなければならない。

(使用開始等の届出)

第14条 使用者が公共下水道の使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は現に中止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、規則で定めるところ

る。

(1)～(6) (略)

3 (略)

(除害施設の設置)

第11条 (略)

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して公共下水道を使用する者については、管理者が必要と認めるときは、次の各号に掲げる項目に関し、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる基準とすることができる。

(1)～(7) (略)

3 前条及び前2項の規定は、規程で定める物質又は項目に係る下水で、規程で定める量のものについては適用しない。

(水質管理責任者の選任等)

第12条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者及び除害施設を設けて公共下水道を使用する者は、水質管理責任者を選任し、規程で定めるところにより速やかに管理者に届け出なければならない。これを変更した場合も同様とする。

2 前項の使用人は、水質管理責任者をして、法又はこの条例の規定により排除を制限される水質の下水を排除しないために、規程で定める必要な業務を行わせなければならない。

(使用開始等の届出)

第14条 使用者が公共下水道の使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は現に中止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、規程で定めるところ

により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 (略)

(使用者の変更等の届出)

第15条 使用者の変更により新たに使用者となった者又は氏名等を変更した使用者は、規則で定めるところにより遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第16条 市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2及び3 (略)

(使用料の算定方法)

第18条 (略)

2 使用者が排除した汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して、規則で定めるところにより市長が認定する。

(3) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水量及び算出の根拠を記載した申告書を、規則で定めるところにより市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘

により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 (略)

(使用者の変更等の届出)

第15条 使用者の変更により新たに使用者となった者又は氏名等を変更した使用者は、規程で定めるところにより遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第16条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2及び3 (略)

(使用料の算定方法)

第18条 (略)

2 使用者が排除した汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して、規程で定めるところにより管理者が認定する。

(3) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水量及び算出の根拠を記載した申告書を、規程で定めるところにより管理者に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載

案してその使用者の排除した汚水量を認定するものとする。

(特別な場合における使用料の算定)

第19条 (略)

2 (略)

3 工事その他の理由により、一時的に公共下水道を使用する場合の使用料については、次の定めるところによる。

(1) 一時的に公共下水道を使用する者は、規則で定めるところによりあらかじめその旨を届け出て、市長が算定する概算使用料を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときはこの限りでない。

(2) (略)

(使用料の減免)

第20条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料を減免することができる。

(資料の提出)

第21条 市長は、使用料を算定するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(手数料)

第21条の2 第7条第1項の指定に係る手数料は、1件につき10,000円とする。

(行為の許可)

第22条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。許可を受け

を勘案してその使用者の排除した汚水量を認定するものとする。

(特別な場合における使用料の算定)

第19条 (略)

2 (略)

3 工事その他の理由により、一時的に公共下水道を使用する場合の使用料については、次の定めるところによる。

(1) 一時的に公共下水道を使用する者は、規程で定めるところによりあらかじめその旨を届け出て、管理者が算定する概算使用料を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときはこの限りでない。

(2) (略)

(使用料の減免)

第20条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料を減免することができる。

(資料の提出)

第21条 管理者は、使用料を算定するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(手数料)

第21条の2 管理者は、第7条第1項の指定に係る申請をする者から、1件につき10,000円の手数料を徴収する。

(行為の許可)

第22条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規程で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受

た事項の変更をしようとするときも同様とする。

(占有)

第24条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、規則で定めるところにより、必要な書類を添付した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

2 (略)

(占有料の徴収)

第25条 市は、前条の占有の許可を受けた者から、別表第2に定める占有料を徴収する。

2 (略)

(占有料を徴収しない占有物件)

第26条 次の各号のいずれかに該当する占有物件に係る占有料については、前条の規定にかかわらず、占有料を徴収しない。

(1)～(3) (略)

(4) 地方公共団体の行う事業で、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件

(原状回復)

第27条 第24条の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了するとき又は当該

けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(占有)

第24条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、規程で定めるところにより、必要な書類を添付した申請書を提出して管理者の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

2 (略)

(占有料の徴収)

第25条 管理者は、前条の占有の許可を受けた者から、別表第2に定める占有料を徴収する。

2 (略)

(占有料を徴収しない占有物件)

第26条 次の各号のいずれかに該当する占有物件に係る占有料については、前条の規定にかかわらず、占有料を徴収しない。

(1)～(3) (略)

(4) 地方公共団体の行う事業で、地方公営企業法第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件

(原状回復)

第27条 第24条の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了するとき又は当該

占有物件を設ける目的を廃止したときは、規則で定めるところにより届け出て、市長の指示により当該占有物件を除却し公共下水道を原状に回復し、検査を受けなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不相当であると認めるときは、この限りでない。

(占有料の減免)

第28条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める占有料を減免することができる。

(規則への委任)

第29条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2 (第25条関係)

種別	単位	占有料の額(年額)
(略)		
上記以外のもの	市長が定める額	

備考

1～4 (略)

占有物件を設ける目的を廃止したときは、規程で定めるところにより届け出て、管理者の指示により当該占有物件を除却し公共下水道を原状に回復し、検査を受けなければならない。ただし、管理者が原状に回復することが不相当であると認めるときは、この限りでない。

(占有料の減免)

第28条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める占有料を減免することができる。

(委任)

第29条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

別表第2 (第25条関係)

種別	単位	占有料の額(年額)
(略)		
上記以外のもの	管理者が定める額	

備考

1～4 (略)

(可児市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部改正)

第9条 可児市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例(平成24年可児市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)</p> <p>第4条 排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第6条において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>	<p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)</p> <p>第4条 排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第6条において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>

(1)及び(2) (略)

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) (略)

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第5条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2)～(5) (略)

(処理施設の構造の技術上の基準)

第6条 第4条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保

(1)及び(2) (略)

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) (略)

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規程で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第5条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規程で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2)～(5) (略)

(処理施設の構造の技術上の基準)

第6条 第4条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保

<p>護に支障が生じないよう<u>規則</u>で定める措置が講ぜられていること。</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第8条 法第21条第2項に規定する条例で定める終末処理場の維持管理は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規則</u>で定める措置を講ずること。</p>	<p>護に支障が生じないよう<u>規程</u>で定める措置が講ぜられていること。</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第8条 法第21条第2項に規定する条例で定める終末処理場の維持管理は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規程</u>で定める措置を講ずること。</p>
---	---

(可児市特別都市下水路条例の一部改正)

第10条 可児市特別都市下水路条例(昭和43年可児町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用許可)</p> <p>第4条 この特別都市下水路を使用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可を与える場合において、1日最大の排水量その他必要な事項の条件を付することができる。</p> <p>(汚水処理施設の設置等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 関係工場は、前項の汚水処理施設を設置し、又は変更しようとするときは、あらかじめ<u>規則</u>で定める事項を届け出なければならない。</p>	<p>(使用許可)</p> <p>第4条 この特別都市下水路を使用しようとする者は、<u>管理者</u>(<u>可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和51年可児町条例第6号)第3条第2項に規定する管理者をいう。以下同じ。)</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の許可を与える場合において、1日最大の排水量その他必要な事項の条件を付することができる。</p> <p>(汚水処理施設の設置等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 関係工場は、前項の汚水処理施設を設置し、又は変更しようとするときは、あらかじめ<u>規程</u>(<u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業</u></p>

(水質の測定及び報告)

第7条 関係工場は、汚水等が常に水質基準を保持しているかどうかを確認するため、規則で定めるところにより水質検査を行い、その結果を記録して当月分を翌月15日までに市長に報告しなければならない。

(水質検査等)

第8条 市長は、市の職員をして関係工場内に立ち入り、その工場から排出する汚水等の水質検査をすることができる。

2 市長は、この条例を施行するため必要な限度において関係工場を管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして関係工場に立ち入り汚水処理施設を検査することができる。

3 (略)

(費用の負担)

第9条 特別都市下水路の増築、改築、修繕、維持又は管理に要する費用の負担については、市長と関係工場との協議により定めるものとする。

(行為の制限等)

第10条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。ただし、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第19条に規定する軽微な行為は除く。

管理規程をいう。以下同じ。)で定める事項を届け出なければならない。

(水質の測定及び報告)

第7条 関係工場は、汚水等が常に水質基準を保持しているかどうかを確認するため、規程で定めるところにより水質検査を行い、その結果を記録して当月分を翌月15日までに管理者に報告しなければならない。

(水質検査等)

第8条 管理者は、下水道事業の業務に従事する職員をして関係工場内に立ち入り、その工場から排出する汚水等の水質検査をすることができる。

2 管理者は、この条例を施行するため必要な限度において関係工場を管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして関係工場に立ち入り汚水処理施設を検査することができる。

3 (略)

(費用の負担)

第9条 特別都市下水路の増築、改築、修繕、維持又は管理に要する費用の負担については、管理者と関係工場との協議により定めるものとする。

(行為の制限等)

第10条 次に掲げる行為をしようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。ただし、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第19条に規定する軽微な行為は除く。

<p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可申請があった場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、令第20条に規定する技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可するものとする。</p> <p>(市長の監督処分)</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、関係工場が次の各号の一に該当する場合においては、関係工場に対し、特別都市下水道の使用の許可の取消し又は一時禁止その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 <u>市長</u>は、前条第1項の許可を受けた事項に違反している者又は偽りその不正の手段により許可を受けた者がある場合には、その者に対し許可の取消し、変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に<u>市の規則</u>で定める。</p>	<p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の許可申請があった場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、令第20条に規定する技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可するものとする。</p> <p>(管理者の監督処分)</p> <p>第11条 <u>管理者</u>は、関係工場が次の各号の一に該当する場合においては、関係工場に対し、特別都市下水道の使用の許可の取消し又は一時禁止その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前条第1項の許可を受けた事項に違反している者又は偽りその不正の手段により許可を受けた者がある場合には、その者に対し許可の取消し、変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に<u>規程</u>で定める。</p>
--	--

(可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正)

第11条 可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例（昭和62年可児市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該建築物につき質権等の担保物権を有している者がある場合に、建築物の所有者及びその</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該建築物につき質権等の担保物権を有している者がある場合に、建築物の所有者及びその</p>

担保物権の権利者が協議して、当該権利者を当該建築物に係る負担金の徴収を受けるべき者として定め、その旨を市長に届け出たときは、その者を受益者とみなす。

(負担区及び単位負担金の額)

第3条 負担区及び受益者が負担する負担金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

負担区	負担金の額
久々利負担区	1世帯又は規則で定める1単位当たり
広見東負担区	200,000円

(賦課対象区域の公告)

第4条 市長は、事業を開始した場合は、負担金を賦課しようとする区域その他必要事項を定め、これを公告しなければならない。

(負担金の賦課及び徴収)

第5条 市長は、前条の規定による公告のあった区域に係る受益者ごとに、第3条に定める負担金を賦課するものとする。

2 市長は、前項の規定により賦課を決定したときは、遅滞なく負担金の額及びその納期限等を受益者に通知しなければならない。

3 (略)

(負担金の徴収猶予)

担保物権の権利者が協議して、当該権利者を当該建築物に係る負担金の徴収を受けるべき者として定め、その旨を管理者(可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和51年可児町条例第6号)第3条第2項に規定する管理者をいう。以下同じ。)に届け出たときは、その者を受益者とみなす。

(負担区及び単位負担金の額)

第3条 負担区及び受益者が負担する負担金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

負担区	負担金の額
久々利負担区	1世帯又は規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。)で定める1単位当たり
広見東負担区	200,000円

(賦課対象区域の公告)

第4条 管理者は、事業を開始した場合は、負担金を賦課しようとする区域その他必要事項を定め、これを公告しなければならない。

(負担金の賦課及び徴収)

第5条 管理者は、前条の規定による公告のあった区域に係る受益者ごとに、第3条に定める負担金を賦課するものとする。

2 管理者は、前項の規定により賦課を決定したときは、遅滞なく負担金の額及びその納期限等を受益者に通知しなければならない。

3 (略)

(負担金の徴収猶予)

第6条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) (略)
- (2) その他市長が特に猶予する必要があると認めるとき。

(負担金の減免)

第7条 (略)

2 市長は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。

- (1)～(4) (略)

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第8条 第4条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第3条に規定する負担金の額のうち、当該届け出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条の公告の日後、事業施設の使用開始の前日に受益者でなくなった者で、前項の地位の承継がないものがその旨を市長に届け出たときは、既納の負担金は、還付する。

(督促)

第9条 市長は、納期限までに負担金を納付しない者があるときは、当該納期限から20日以内に督促状を発しなければならない。

2 市長は、前項の督促状を発した場合に

第6条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) (略)
- (2) その他管理者が特に猶予する必要があると認めるとき。

(負担金の減免)

第7条 (略)

2 管理者は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。

- (1)～(4) (略)

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第8条 第4条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第3条に規定する負担金の額のうち、当該届け出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条の公告の日後、事業施設の使用開始の前日に受益者でなくなった者で、前項の地位の承継がないものがその旨を管理者に届け出たときは、既納の負担金は、還付する。

(督促)

第9条 管理者は、納期限までに負担金を納付しない者があるときは、当該納期限から20日以内に督促状を発しなければならない。

2 管理者は、前項の督促状を発した場合

<p>においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収するものとする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、前条第1項の規定による督促をした場合においては、当該負担金の額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から<u>1月</u>を経過するまでの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>(徴収の方法)</p> <p>第11条 この条例及び次条の規定に基づく<u>規則</u>に定めるもののほか、第5条に規定する負担金の徴収方法及び前条に規定する延滞金の徴収方法は、市税の例による。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収するものとする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第10条 <u>管理者</u>は、前条第1項の規定による督促をした場合においては、当該負担金の額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から<u>1箇月</u>を経過するまでの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>(徴収の方法)</p> <p>第11条 この条例及び次条の規定に基づく<u>規程</u>に定めるもののほか、第5条に規定する負担金の徴収方法及び前条に規定する延滞金の徴収方法は、市税の例による。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規程</u>で定める。</p>
---	---

(可児市公共下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部改正)

第12条 可児市公共下水道事業受益者負担金等徴収条例（平成4年可児市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>市長</u>は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（以下「区画整理事業」という。）の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>管理者</u>（<u>可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和51年可児町条例第6号）第3条第2項に規定する管理者をいう。</u>以下同じ。）は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年</p>

必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(負担区の決定等)

第3条 市長は、排水区域を土地の状況に応じて2以上の負担区に区分することができる。

2 市長は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。

(受益者負担金等の額)

第4条 (略)

2 兼山負担区に係る受益者が負担する受益者負担金等の額は、次の表に掲げるとおりとする。

負担区	受益者負担金等の額
兼山負担区	1世帯又は <u>規則</u> で定める1単位当たり 100,000円

(賦課対象区域の決定等)

第5条 市長は、毎年1月末日までに、その翌年度に受益者負担金等を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを公告しなければならない。

2 (略)

(受益者負担金等の賦課及び徴収)

第6条 市長は、前条第1項の公告の日現

法律第119号)による土地区画整理事業(以下「区画整理事業」という。)の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(負担区の決定等)

第3条 管理者は、排水区域を土地の状況に応じて2以上の負担区に区分することができる。

2 管理者は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。

(受益者負担金等の額)

第4条 (略)

2 兼山負担区に係る受益者が負担する受益者負担金等の額は、次の表に掲げるとおりとする。

負担区	受益者負担金等の額
兼山負担区	1世帯又は <u>規程</u> (地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。)で定める1単位 当たり 100,000円

(賦課対象区域の決定等)

第5条 管理者は、毎年1月末日までに、その翌年度に受益者負担金等を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを公告しなければならない。

2 (略)

(受益者負担金等の賦課及び徴収)

第6条 管理者は、前条第1項の公告の日

在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により受益者負担金等の額を定め、これを賦課するものとする。

2 (略)

3 市長は、第1項の規定により受益者負担金等の額を定めたときは、遅滞なく、当該受益者負担金等の額及びその納付期限等を受益者に通知しなければならない。

4及び5 (略)

(受益者負担金等の徴収猶予)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受益者負担金等の徴収を猶予することができる。

(1) 受益者が現に所有し、又は地上権等を有する土地の現況が農地その他規則で定めるものであり、徴収を猶予することが適当であると認められるとき。

(2) (略)

(3) その他市長が特に徴収を猶予する必要があると認めたととき。

2 前項の規定により受益者負担金等の徴収を猶予した場合は、猶予期間終了後の受益者負担金等の徴収については、前条第4項及び第5項の規定にかかわらず規則で定めるところによるものとする。

(受益者負担金等の減免)

第8条 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の受益者負担金等を規則で定めるところにより減免することができる。

(1)～(7) (略)

現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により受益者負担金等の額を定め、これを賦課するものとする。

2 (略)

3 管理者は、第1項の規定により受益者負担金等の額を定めたときは、遅滞なく、当該受益者負担金等の額及びその納付期限等を受益者に通知しなければならない。

4及び5 (略)

(受益者負担金等の徴収猶予)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受益者負担金等の徴収を猶予することができる。

(1) 受益者が現に所有し、又は地上権等を有する土地の現況が農地その他規程で定めるものであり、徴収を猶予することが適当であると認められるとき。

(2) (略)

(3) その他管理者が特に徴収を猶予する必要があると認めたととき。

2 前項の規定により受益者負担金等の徴収を猶予した場合は、猶予期間終了後の受益者負担金等の徴収については、前条第4項及び第5項の規定にかかわらず規程で定めるところによるものとする。

(受益者負担金等の減免)

第8条 (略)

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の受益者負担金等を規程で定めるところにより減免することができる。

(1)～(7) (略)

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第9条 第5条第1項の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(受益者負担金に係る督促手数料)

第10条 市長は、第6条第3項の納付期限までに受益者負担金を納付しない者があるときは、当該納付期限から20日以内に督促状を発しなければならない。

2 市長は、前項の督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収するものとする。

(受益者負担金に係る延滞金)

第11条 市長は、前条第1項の規定による督促をした場合においては、当該受益者負担金の額にその納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

(徴収の方法)

第13条 この条例及び規則に定めるもののほか、督促手数料及び延滞金の徴収方法は、市税の例による。

(委任)

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第9条 第5条第1項の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(受益者負担金に係る督促手数料)

第10条 管理者は、第6条第3項の納付期限までに受益者負担金を納付しない者があるときは、当該納付期限から20日以内に督促状を発しなければならない。

2 管理者は、前項の督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収するものとする。

(受益者負担金に係る延滞金)

第11条 管理者は、前条第1項の規定による督促をした場合においては、当該受益者負担金の額にその納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

(徴収の方法)

第13条 この条例及び規程に定めるもののほか、督促手数料及び延滞金の徴収方法は、市税の例による。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規程</u> で定める。
--	--

(可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例の一部改正)

第13条 可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例（平成2年可児市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分担金の減免)</p> <p>第5条 分担金の減免は、木曾川右岸流域下水道関連公共下水道にあつては可児市公共下水道事業受益者負担金等徴収条例（平成4年可児市条例第24号）第8条、特定環境保全公共下水道（久々利処理区）及び農業集落排水処理施設（塩河処理区及び長洞処理区）にあつては可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例（昭和62年可児市条例第27号）第7条の例による。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に際し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>(分担金の減免)</p> <p>第5条 分担金の減免は、木曾川右岸流域下水道関連公共下水道にあつては可児市公共下水道事業受益者負担金等徴収条例（平成4年可児市条例第24号）第8条、特定環境保全公共下水道（久々利処理区）及び農業集落排水処理施設（塩河処理区及び長洞処理区）にあつては可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例（昭和62年可児市条例第27号）第7条の例による。<u>この場合において、農業集落排水処理施設（塩河処理区及び長洞処理区）にあつては、「管理者」とあるのは「市長」とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に際し必要な事項は、<u>可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和51年可児町条例第6号）第3条第2項に規定する管理者（農業集落排水処理施設（塩河処理区及び長洞処理区）に関する事項にあつては市長）</u>が定める。</p>

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第66号

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月 1 日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後									
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第2項及び第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」とする。</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>371,000</td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額	1	371,000	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第2項及び第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」とする。</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>372,000</td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額 (円)	1	372,000
号給	給料月額										
1	371,000										
号給	給料月額 (円)										
1	372,000										

2	<u>419,000</u>	2	<u>420,000</u>
(略)		(略)	

附 則
この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第67号

可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年可児市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 (略)	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 (略) <u>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</u> 第8条の2 <u>任命権者は、次に掲げる職員が、市の規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市の規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</u> <u>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u> <u>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又</u>

は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって市の規則で定めるもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、市の規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下、「要介護者」という。）のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、市の規則で定める。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の2 (略)

(時間外勤務代休時間)

第8条の3 (略)

(休日の代休日)

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、市の規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第8条の3第1項の規定により時間外

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 (略)

(時間外勤務代休時間)

第8条の4 (略)

(休日の代休日)

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、市の規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第8条の4第1項の規定により時間外

勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。

2 (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6箇月の期間内において必要と認められる期間とする。

勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。

2 (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、市の規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6箇月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除

<p>(休暇の届出等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 職員は、病気休暇、特別休暇（市の規則で定めるものを除く。）及び介護休暇を受けようとするときは、市の規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p><u>く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>(休暇の届出等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 職員は、病気休暇、特別休暇（市の規則で定めるものを除く。）<u>、介護休暇及び介護時間</u>を受けようとするときは、市の規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第2項の規定による介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して6箇月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、市の規則で定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6箇月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

議案第68号

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月 1 日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和36年可児町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の202.5、12月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の202.5、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
-------	-------

<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の可児市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第69号

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和42年可児町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の202.5、12月に支給する場合には<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の202.5、12月に支給する場合には<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第70号

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には当該各号に<u>掲げる額</u>を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係る者にあつては、採用後市の規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 診療所において、医療業務に従事する医師である職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、市の規則で定めるもの 月額 <u>413,300円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で市の規則で定</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には当該各号に<u>定める額</u>を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係る者にあつては、採用後市の規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 診療所において、医療業務に従事する医師である職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、市の規則で定めるもの 月額 <u>413,800円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で市の規則で定</p>

めるもの 月額 50,500円

(3) (略)

2 (略)

(給与の減額)

第15条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第8条の3に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第9条に規定する国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第9条に規定する12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、勤務時間条例第11条に規定する休暇（介護休暇を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。ただし、可児市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和48年可児町条例第34号。以下「特殊勤務手当条例」という。）に規定する特殊勤務手当のうち、市の規則で定めるもので、月額で定められている手当の支給を受ける職員については、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

めるもの 月額 50,600円

(3) (略)

2 (略)

(給与の減額)

第15条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第8条の4に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第9条に規定する国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第9条に規定する12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、勤務時間条例第11条に規定する休暇（介護休暇及び介護時間を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。ただし、可児市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和48年可児町条例第34号。以下「特殊勤務手当条例」という。）に規定する特殊勤務手当のうち、市の規則で定めるもので、月額で定められている手当の支給を受ける職員については、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80（特定管理職員にあっては、100分の100）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定管理職員にあっては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

付 則

1～15 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の80（特定管理職員にあっては、100分の100）、12月に支給する場合には100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の37.5（特定管理職員にあっては、100分の47.5）、12月に支給する場合には100分の42.5（特定管理職員にあっては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

付 則

1～15 (略)

<p>16 付則第13項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2（特定管理職員にあっては、100分の1.5）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の80（特定管理職員にあっては、100分の100）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>17～20 （略）</p>	<p>16 付則第13項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、<u>6月に支給する場合においては100分の1.2（特定管理職員にあっては、100分の1.5）</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の1.35（特定管理職員にあっては、100分の1.65）</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の80（特定管理職員にあっては、100分の100）</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>17～20 （略）</p>
--	---

第2条 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを別表のように改める。

第3条 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当) 第11条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) (略) (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p>	<p>(扶養手当) 第11条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) (略) (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> (4) (略) (5) (略) (6) (略)</p>

3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合においては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 (略)

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 (略)

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日

開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を

が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の80（特定管理職員にあっては、100分の100）、12月に支

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額

<p>給する場合においては100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の37.5（特定管理職員にあつては、100分の47.5）、12月に支給する場合においては100分の42.5（特定管理職員にあつては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（特定管理職員にあつては、100分の50）を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5 （略）</p>	<p>3～5 （略）</p>
<p>付 則</p> <p>1～15 （略）</p>	<p>付 則</p> <p>1～15 （略）</p>
<p>16 付則第13項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.2（特定管理職員にあつては、100分の1.5）、12月に支給する場合においては100分の1.35（特定管理職員にあつては、100分の1.65）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）、12月に支給する場合においては100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>16 付則第13項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定管理職員にあつては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>
<p>17～20 （略）</p>	<p>17～20 （略）</p>

附 則
(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第15条の改正規定 平成29年1月1日

(2) 第3条の規定 平成29年4月1日

2 第1条及び第2条の規定（第1条中第15条の改正規定を除く。）による改正後の可児市職員の給与支給に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の可児市職員の給与支給に関する条例の規定に基づいて支給された給与（可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例（平成28年可児市条例第8号。以下この条において「平成28年改正条例」という。）附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成28年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第3条の規定による改正後の給与条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、第11条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、第12条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第3号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改正」と

あるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（規則への委任）

第4条 附則第2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

別表（第2条関係）
別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）								
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	

44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	444,500
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	444,800
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	445,100
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	445,400
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	445,800
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	446,100
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	446,400
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	446,700
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	447,100
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	447,400
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	447,700
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	448,000
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	448,400
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	448,700
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	449,000
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	409,700	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	410,000	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	410,200	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	410,400	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	410,700	

	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	411,000	
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	411,200	
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	411,400	
	94		294,000	341,800	380,600	392,500	411,700	
	95		294,400	342,300	381,000	392,800	412,000	
	96		294,800	342,700	381,400	393,000	412,200	
	97		295,000	342,800	381,700	393,200	412,400	
	98		295,300	343,300	382,100	393,500	412,700	
	99		295,700	343,700	382,500	393,800	413,000	
	100		296,100	344,000	382,900	394,000	413,200	
	101		296,300	344,300	383,200	394,200	413,400	
	102		296,600	344,700	383,600	394,500	413,700	
	103		297,000	345,100	384,000	394,800	414,000	
	104		297,300	345,500	384,400	395,000	414,200	
	105		297,500	346,000	384,700	395,200	414,400	
	106		297,800	346,400	385,100	395,500	414,700	
	107		298,200	346,800	385,500	395,800	415,000	
	108		298,500	347,200	385,900	396,000	415,200	
	109		298,700	347,700	386,200	396,200		
	110		299,100	348,100	386,600			
	111		299,500	348,400	387,000			
	112		299,800	348,700	387,400			
	113		299,900	349,200	387,700			
	114		300,200					
	115		300,500					
	116		300,900					
	117		301,100					
	118		301,300					
	119		301,600					
	120		301,900					
	121		302,300					
	122		302,500					
	123		302,800					
	124		303,100					
	125		303,400					
再任用職員	—	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

備考 この表は、この条例に規定する他の給料表及び市の規則で定める給料表の適用を受けないすべての職員（第26条に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900
	2	161,500	189,700	237,800	259,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800
	4	164,400	193,800	241,400	261,900
	5	165,900	195,900	242,800	262,700
	6	167,400	198,200	244,100	263,700
	7	168,900	200,500	245,300	264,500
	8	170,400	202,800	246,600	265,500
	9	171,700	205,200	247,700	266,600
	10	173,400	206,600	248,800	267,400
	11	175,000	208,000	249,700	268,500
	12	176,600	209,400	250,600	269,700
	13	178,100	210,800	251,900	271,000
	14	180,100	212,300	253,000	272,300
	15	182,100	213,800	253,800	273,500
	16	184,100	215,000	254,800	275,000
	17	186,300	216,400	255,600	276,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700
	19	190,500	219,400	257,500	278,900
	20	192,600	220,900	258,400	280,300
	21	194,700	222,300	259,300	281,900
	22	196,900	224,000	260,300	283,500
	23	199,100	225,700	261,200	285,000
	24	201,300	227,400	262,200	286,400
	25	203,300	228,800	263,400	287,700
	26	204,600	230,500	264,700	289,500
	27	205,900	232,200	265,900	291,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000
	29	208,400	235,500	268,400	294,600
	30	209,600	236,900	269,900	296,200
	31	210,900	238,200	271,500	297,800
	32	212,100	239,300	272,900	299,500
	33	213,400	240,600	274,500	300,900
	34	214,700	241,700	276,000	302,400
	35	216,000	242,600	277,300	304,000
	36	217,300	243,700	278,600	305,600
37	218,700	244,800	280,200	307,100	

38	220,100	245,900	281,600	308,500
39	221,400	246,800	283,100	310,000
40	222,800	247,900	284,500	311,600
41	223,800	248,600	286,100	313,200
42	225,200	249,500	287,600	314,600
43	226,600	250,400	289,100	316,000
44	228,000	251,300	290,700	317,500
45	229,200	252,100	292,000	318,500
46	230,600	253,100	293,400	319,900
47	231,900	254,000	294,900	321,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800
49	234,300	256,000	297,700	323,900
50	235,400	257,200	299,000	325,300
51	236,400	258,400	300,300	326,600
52	237,500	259,600	301,700	327,900
53	238,600	260,700	303,200	329,300
54	239,700	262,200	304,500	330,700
55	240,700	263,600	305,900	332,100
56	241,700	265,000	307,300	333,400
57	242,600	266,600	308,300	334,300
58	243,600	268,200	309,500	335,600
59	244,300	269,700	310,700	336,800
60	245,300	271,200	312,100	338,100
61	246,200	272,600	313,200	339,200
62	247,200	274,100	314,500	340,100
63	248,000	275,600	315,800	341,300
64	249,000	276,900	317,000	342,600
65	249,900	278,500	318,300	343,700
66	250,900	280,000	319,600	344,900
67	252,000	281,500	320,900	346,100
68	252,900	283,000	322,200	347,200
69	253,700	284,100	322,900	348,200
70	254,800	285,600	324,000	349,200
71	255,900	287,100	325,100	350,300
72	257,100	288,500	326,000	351,400
73	258,500	289,700	327,300	352,200
74	259,800	291,100	328,000	353,300
75	261,100	292,400	329,100	354,400
76	262,300	293,700	330,300	355,500
77	263,300	295,200	331,400	356,200
78	264,400	296,500	332,600	357,000
79	265,700	297,700	333,700	357,800

80	266,900	299,000	334,900	358,500
81	268,000	299,700	336,000	359,100
82	269,000	300,900	337,100	359,600
83	270,100	302,000	338,100	360,200
84	271,200	303,200	339,200	360,700
85	272,000	304,300	340,100	361,300
86	272,900	305,500	341,100	361,800
87	274,000	306,700	342,000	362,400
88	275,100	307,800	343,000	362,900
89	276,100	309,100	344,000	363,300
90		310,300	344,800	363,700
91		311,500	345,600	364,300
92		312,700	346,400	364,800
93		313,500	347,000	365,100
94		314,200	347,600	365,600
95		314,900	348,300	366,000
96		315,500	348,900	366,300
97		316,200	349,300	366,900
98		316,500	349,700	367,400
99		317,100	350,200	367,900
100		317,800	350,600	368,400
101		318,200	351,100	369,000
102		318,800	351,500	369,500
103		319,400	352,000	370,000
104		320,000	352,400	370,400
105		320,400	352,700	371,000
106		320,900	353,200	371,500
107		321,400	353,600	372,000
108		321,900	353,900	372,500
109		322,300	354,400	373,100
110		322,700	354,900	373,500
111		323,000	355,400	374,000
112		323,300	355,900	374,500
113		323,700	356,400	375,100
114		324,100	356,900	
115		324,500	357,400	
116		324,800	357,800	
117		325,000	358,200	
118		325,300	358,600	
119		325,700	359,100	
120		325,900	359,600	

	121		326,100	360,000	
	122		326,400	360,500	
	123		326,700	361,000	
	124		327,000	361,500	
	125		327,200	361,800	
	126		327,500		
	127		327,900		
	128		328,100		
	129		328,200		
再任用職員	—	234,300	254,600	261,800	272,000

備考 この表は、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士等の保健医療業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第3条関係)

福祉職給料表					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	155,000	205,300	251,200	272,400
	2	156,200	207,100	252,800	274,200
	3	157,400	208,900	254,200	275,800
	4	158,600	210,600	255,800	277,300
	5	159,600	212,300	257,000	279,100
	6	161,100	214,100	258,300	281,200
	7	162,500	215,900	259,700	283,300
	8	163,900	217,600	261,100	285,600
	9	165,200	219,500	262,300	287,600
	10	166,600	221,000	263,800	289,700
	11	168,000	222,400	265,100	291,900
	12	169,500	223,800	266,200	294,000
	13	171,000	225,300	267,500	295,900
	14	172,500	226,900	269,200	298,200
	15	174,000	228,500	270,900	300,400
	16	175,400	230,100	272,700	302,600
	17	177,000	231,500	274,300	304,700
	18	178,800	233,100	276,200	307,000
	19	180,500	234,600	278,000	309,200
	20	182,200	236,100	279,600	311,500
	21	183,700	237,300	281,200	313,600
	22	185,400	238,800	283,000	315,700
	23	187,100	240,100	284,600	317,900
	24	188,800	241,500	286,300	320,000
	25	190,400	243,000	288,200	322,000
	26	192,200	244,700	289,900	324,000
	27	194,000	246,200	291,700	326,100
	28	195,700	247,900	293,500	328,100
	29	197,500	249,300	295,000	330,100
	30	199,000	250,600	296,700	332,200
	31	200,500	251,900	298,400	334,200
	32	201,900	253,300	300,000	336,300
	33	203,400	254,600	301,500	338,000
	34	204,700	255,900	303,100	339,900
	35	206,000	257,200	304,600	341,800
	36	207,200	258,400	306,200	343,700
37	208,500	259,800	307,900	345,100	

38	209,900	261,400	309,400	347,000
39	211,300	263,000	310,900	348,900
40	212,700	264,600	312,500	350,700
41	213,700	266,000	313,900	352,600
42	214,900	267,600	315,500	354,400
43	216,000	269,200	317,000	356,200
44	217,200	270,700	318,500	357,900
45	218,100	272,400	319,700	359,700
46	219,200	274,000	320,900	361,100
47	220,200	275,600	322,100	362,600
48	221,200	277,200	323,300	364,000
49	222,100	278,700	324,300	365,000
50	223,200	280,300	325,300	366,100
51	224,300	281,900	326,200	367,200
52	225,100	283,400	327,200	368,300
53	225,700	285,000	328,100	369,200
54	226,800	286,500	328,800	369,800
55	227,500	287,900	329,600	370,600
56	228,400	289,400	330,400	371,400
57	229,200	290,800	331,000	372,200
58	230,100	292,200	331,500	373,000
59	230,900	293,700	332,100	373,800
60	231,800	295,200	332,600	374,600
61	232,800	296,500	333,100	375,500
62	233,700	298,000	333,300	376,200
63	234,600	299,300	333,900	376,900
64	235,400	300,800	334,500	377,600
65	236,300	302,000	334,800	377,900
66	237,300	303,300	335,300	378,500
67	238,500	304,400	335,800	379,100
68	239,600	305,700	336,300	379,800
69	240,600	306,600	336,800	380,200
70	241,700	307,700	337,300	380,900
71	242,800	308,900	337,700	381,500
72	243,700	310,100	338,200	382,100
73	244,500	311,400	338,400	382,500
74	245,600	312,100	338,900	383,100
75	246,700	312,800	339,400	383,700
76	247,700	313,400	339,900	384,300
77	248,600	314,200	340,200	384,700
78	249,600	314,900	340,600	385,200
79	250,600	315,600	341,100	385,700

80	251,600	316,300	341,500	386,300
81	252,500	316,600	341,700	386,800
82	253,200	316,900	342,000	387,200
83	254,200	317,500	342,500	387,600
84	255,200	317,800	342,900	388,000
85	256,000	318,200	343,200	388,200
86	256,800	318,500	343,500	388,400
87	257,600	318,900	344,000	388,700
88	258,500	319,200	344,400	389,000
89	259,200	319,700	344,700	389,200
90	260,000	320,100	345,100	389,500
91	260,800	320,400	345,500	389,800
92	261,600	320,700	345,700	390,000
93	262,200	321,200	346,000	390,200
94	262,900	321,600		
95	263,400	321,800		
96	264,100	322,200		
97	264,800	322,600		
98	265,500	323,000		
99	266,200	323,400		
100	266,900	323,800		
101	267,400	324,000		
102		324,300		
103		324,600		
104		324,900		
105		325,300		
106		325,500		
107		325,800		
108		326,200		
109		326,600		
110		326,900		
111		327,300		
112		327,600		
113		327,900		
114		328,300		
115		328,600		
116		328,800		
117		328,900		
118		329,300		
119		329,700		
120		330,100		

	121		330,300		
	122		330,500		
	123		330,700		
	124		330,900		
	125		331,100		
	126		331,300		
	127		331,500		
	128		331,700		
	129		331,900		
	130		332,100		
	131		332,300		
	132		332,500		
	133		332,700		
	134		332,900		
	135		333,100		
	136		333,300		
	137		333,500		
	138		333,700		
	139		333,900		
	140		334,100		
	141		334,300		
再任用職員	—	200,700	240,200	254,500	287,600

備考 この表は、幼稚園、児童福祉施設等で市長の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

議案第71号

可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月 1 日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市税条例の一部を改正する条例

可児市税条例（昭和35年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>付 則 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>平成27年4月1日から平成28年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	<p>付 則 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>平成28年4月1日から平成29年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)
(略)			
(略)			
<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>平成27年4月1日から平成28年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規</p>	<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>平成28年4月1日から平成29年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中</p>		

定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条 (略)

同表の中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第19条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用

利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第19条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第19条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第24条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第20条の4から第21条まで、第21条の2第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第20条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第20条の5第1項前段、第21条、第21条の2第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第20条の5第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第24条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等

に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第24条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第19条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除

法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第19条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第23条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第23条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第19条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第24条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第20条の4から第21条まで、第21条の2第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第20条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第20条の5第1項前段、第21

条、第21条の2第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第20条の5第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第24条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第24条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第24条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第24条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下

「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第19条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第19条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第19条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第24条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第20条の4から第21条まで、第21条の2第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第20条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第20条の5第1項前段、第21条、第21条の2第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第20条の5第1

「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第19条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第19条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第19条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第24条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第20条の4から第21条まで、第21条の2第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第20条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第20条の5第1項前段、第21条、第21条の2第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第20条の5第1項後段中

項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第24条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第24条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第19条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第19条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第24条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第24条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第19条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項におい

当等の額」という。)に対し、条約適用
配当等の額(第5項第1号の規定により
読み替えられた第19条の3の規定の適用
がある場合には、その適用後の金額)に
100分の5の税率から限度税率を控除し
て得た率に5分の3を乗じて得た率(当
該納税義務者が同法第3条の2の2第3
項の規定の適用を受ける場合には、100
分の3の税率)を乗じて計算した金額に
相当する市民税の所得割を課する。

4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合に
は、次に定めるところによる。

(1) 第19条の3の規定の適用について
は、同条中「総所得金額」とあるのは
「総所得金額、付則第24条の2第3項
に規定する条約適用配当等の額」とす
る。

(2) 第20条の4から第21条まで、第21条
の2第1項、付則第7条第1項、付則
第7条の3第1項及び付則第7条の3
の2第1項の規定の適用については、
第20条の4中「所得割の額」とあるの
は「所得割の額及び付則第24条の2第
3項の規定による市民税の所得割の
額」と、第20条の5第1項前段、第21
条、第21条の2第1項、付則第7条第
1項、付則第7条の3第1項及び付則
第7条の3の2第1項中「所得割の
額」とあるのは「所得割の額並びに付
則第24条の2第3項の規定による市民
税の所得割の額」と、第20条の5第1
項後段中「所得割の額」とあるのは
「所得割の額及び付則第24条の2第3
項の規定による市民税の所得割の額の
合計額」と、第21条の2第1項中「第
19条第4項」とあるのは「付則第24条
の2第4項」とする。

て「条約適用配当等の額」という。)に
対し、条約適用配当等の額(第5項第1
号の規定により読み替えられた第19条の
3の規定の適用がある場合には、その適
用後の金額)に100分の5の税率から限
度税率を控除して得た率に5分の3を乗
じて得た率(当該納税義務者が租税条約
等実施特例法第3条の2の2第3項の規
定の適用を受ける場合には、100分の3
の税率)を乗じて計算した金額に相当す
る市民税の所得割を課する。

4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合に
は、次に定めるところによる。

(1) 第19条の3の規定の適用について
は、同条中「総所得金額」とあるのは
「総所得金額、付則第24条の3第3項
後段に規定する条約適用配当等の額」
とする。

(2) 第20条の4から第21条まで、第21条
の2第1項並びに付則第7条第1項、
第7条の3第1項及び第7条の3の2
第1項の規定の適用については、第20
条の4中「所得割の額」とあるのは
「所得割の額及び付則第24条の3第3
項後段の規定による市民税の所得割の
額」と、第20条の5第1項前段、第21
条、第21条の2第1項並びに付則第7
条第1項、第7条の3第1項及び第7
条の3の2第1項中「所得割の額」と
あるのは「所得割の額並びに付則第24
条の3第3項後段の規定による市民税
の所得割の額」と、第20条の5第1項
後段中「所得割の額」とあるのは「所
得割の額及び付則第24条の3第3項後
段の規定による市民税の所得割の額の
合計額」とする。

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第24条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第24条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第21条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第24条の2第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第23条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第23条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由がある

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第24条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第24条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第21条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第24条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第23条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第23条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由がある

と市長が認めるときを含む。) であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

と市長が認めるときを含む。) であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、付則第17条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の可児市税条例付則第24条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

議案第72号

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月 1 日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

可児市国民健康保険税条例（昭和36年可児町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	付 則 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
11 （略）	11 （略） <u>（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</u>
	12 <u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義</u>

による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額

<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p><u>並びに特例適用配当等の額の合計額（</u> <u>と、同条第2項中「又は山林所得金額</u> <u>とあるのは「若しくは山林所得金額又は</u> <u>特例適用配当等の額」と、第23条中「山</u> <u>林所得金額」とあるのは「山林所得金額</u> <u>並びに特例適用配当等の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p><u>12</u> (略)</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p><u>14</u> (略)</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p><u>13</u> (略)</p> <p>(平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例)</p>	<p><u>15</u> (略)</p> <p>(平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例)</p>
<p><u>14</u> (略)</p>	<p><u>16</u> (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の可児市国民健康保険税条例付則第12項及び第13項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

議案第73号

可児市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について

可児市農業委員会の委員等の定数を定める条例を次のとおり制定する。

平成28年12月 1 日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市農業委員会の委員等の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、可児市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、14人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、9人とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 農業委員会の委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する間は、農業委員会の委員の定数については、なお従前の例による。

(可児市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止)

第3条 可児市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（昭和35年可児町条例第11号）は廃止する。

(可児市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 可児市職員の旅費に関する条例（昭和36年可児町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(証人等の旅費)	(証人等の旅費)

第11条の2 第3条第4項の規定により証人等に支給する旅費は、他の法令又は条例の別段の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、2級以下の職務にある者の例により旅行命令権者が市長と協議して定める旅費とする。

(1)～(5) (略)

(6) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条の規定により、農業委員会の要求に応じ出頭した者

(7)及び(8) (略)

2 (略)

第11条の2 第3条第4項の規定により証人等に支給する旅費は、他の法令又は条例の別段の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、2級以下の職務にある者の例により旅行命令権者が市長と協議して定める旅費とする。

(1)～(5) (略)

(6) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第4項の規定により、農業委員会の要求に応じ出頭した者

(7)及び(8) (略)

2 (略)

議案第74号

可児市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

可児市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年可児市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(空き家等の所有者等を確認することができない場合の公表) 第15条 (略)	(空き家等の所有者等を確認することができない場合の公表) 第15条 (略) <u>(空き家等対策協議会)</u> 第16条 <u>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項に規定する協議を行うため、可児市空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u> <u>2 協議会は、委員15人以内をもって組織する。</u> <u>3 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</u> <u>(1) 地域住民</u> <u>(2) 市議会議員</u> <u>(3) 学識経験者</u> <u>(4) その他市長が必要と認める者</u> <u>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間</u>

<p>(空き家等審議会)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(関係機関等との連携)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p>	<p><u>とする。</u></p> <p><u>5 委員は、再任されることができる。</u></p> <p>(空き家等審議会)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(関係機関等との連携)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、改正後の可児市空き家等の適正管理に関する条例第17条第4項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

議案第75号

可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例（平成19年可児市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第4条関係） 建築物の用途の制限			別表第1（第4条関係） 建築物の用途の制限		
区域名称	細地区名称	建築してはならない建築物	区域名称	細地区名称	建築してはならない建築物
阜ヶ丘地	(略)		阜ヶ丘地	(略)	
区整備計画区域	近隣センター地区②	法別表第2(5)項に掲げる建築物のほか、次の各号に掲げる用に供する建築物 (1) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの (2)～(13) (略)	区整備計画区域	近隣センター地区②	法別表第2(5)項に掲げる建築物のほか、次の各号に掲げる用に供する建築物 (1) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの (2)～(13) (略)
(略)			(略)		
可児駅東地区整備計画区域	駅前商業地区①	法別表第2(9)項に掲げる建築物のほか、次の各号に掲げる用に供する建築物 (1) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	可児駅東地区整備計画区域	駅前商業地区①	法別表第2(9)項に掲げる建築物のほか、次の各号に掲げる用に供する建築物 (1) キャバレー、料理店その他これらに類するもの

	れらに類するもの (2)～(8) (略)		(2)～(8) (略)
(略)		(略)	
(略)		(略)	
備考 1 及び 2 (略)		備考 1 及び 2 (略)	

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号

財産の取得について

次のとおり土地を取得する。

平成28年12月 1 日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 土地の所在地等

- 可児市土田字渡2650番17、宅地、790.03㎡
- 可児市土田字渡2662番 2、田、66.00㎡
- 可児市土田字渡2662番 3、田、23.00㎡
- 可児市土田字渡2663番 3、田、314.00㎡
- 可児市土田字渡2663番 4、田、333.00㎡
- 可児市土田字渡2663番 5、田、383.00㎡
- 可児市土田字渡2663番 6、田、380.00㎡
- 可児市土田字渡2663番 7、田、439.00㎡
- 可児市土田字渡2663番 8、雑種地、502.00㎡
- 可児市土田字渡2663番 9、雑種地、304.00㎡
- 可児市土田字渡2663番10、田、667.00㎡
- 可児市土田字渡2663番11、田、684.00㎡
- 可児市土田字渡2663番12、畑、257.00㎡
- 可児市土田字渡2663番13、畑、294.00㎡
- 可児市土田字渡2663番14、畑、300.00㎡
- 可児市土田字渡2663番15、畑、307.00㎡
- 可児市土田字渡2663番16、畑、750.00㎡
- 可児市土田字渡2663番17、畑、201.00㎡
- 可児市土田字渡2663番18、畑、188.00㎡
- 可児市土田字渡2663番19、畑、224.00㎡
- 可児市土田字渡2663番20、畑、231.00㎡
- 可児市土田字渡2665番 1、畑、72.00㎡
- 可児市土田字渡2665番 2、畑、496.00㎡
- 可児市土田字渡2665番 3、畑、72.00㎡
- 可児市土田字渡2669番 3、田、416.00㎡
- 可児市土田字渡2669番 4、畑、60.00㎡
- 可児市土田字渡2669番 5、畑、12.00㎡

可児市土田字渡2669番 6、畑、100.00m²
可児市土田字渡2669番 7、畑、184.00m²
可児市土田字渡2669番 8、畑、238.00m²
可児市土田字渡2669番 9、畑、331.00m²
可児市土田字渡2669番10、畑、134.00m²
可児市土田字渡2669番11、畑、94.00m²
可児市土田字渡2669番12、畑、456.00m²
可児市土田字渡2669番13、畑、96.00m²
可児市土田字渡2669番14、畑、71.00m²
可児市土田字渡2669番15、畑、36.00m²
可児市土田字渡2669番16、畑、205.11m²
可児市土田字渡2669番17、畑、124.00m²
可児市土田字渡2669番18、畑、18.00m²
可児市土田字渡2669番23、畑、46.00m²
可児市土田字渡2669番25、畑、172.00m²
可児市土田字渡2670番 1、畑、122.00m²
可児市土田字渡2670番 2、畑、105.00m²
可児市土田字渡2670番 3、畑、109.00m²
可児市土田字渡2670番 4、畑、105.00m²
可児市土田字渡2670番 5、畑、99.00m²
可児市土田字渡2670番 6、畑、128.00m²
可児市土田字渡2670番 7、畑、259.00m²
可児市土田字渡2670番 8、畑、125.00m²
可児市土田字渡2670番 9、畑、105.00m²
可児市土田字渡2670番10、畑、188.00m²
可児市土田字渡2670番11、山林、33.00m²
可児市土田字渡2670番12、畑、109.00m²
可児市土田字渡2670番13、畑、23.00m²
可児市土田字渡2670番14、畑、39.00m²
可児市土田字渡2670番15、畑、29.00m²
可児市土田字渡2670番16、畑、16.00m²
可児市土田字渡2671番 1、山林、175.00m²
可児市土田字渡2671番 2、山林、390.00m²
可児市土田字渡2671番 3、山林、505.00m²
可児市土田字渡2671番 4、山林、79.00m²
可児市土田字渡2672番 1、田、932.00m²
可児市土田字渡2672番 2、田、416.00m²
可児市土田字渡2672番 3、田、386.00m²
可児市土田字渡2672番 4、田、515.00m²
可児市土田字渡2672番 5、田、522.00m²

可児市土田字渡2672番 6、田、568.00㎡
可児市土田字渡2672番 7、田、503.00㎡
可児市土田字渡2688番 1、畑、314.00㎡
可児市土田字渡2688番 2、畑、332.00㎡
可児市土田字渡2689番 1、畑、320.00㎡
可児市土田字渡2689番 3、畑、552.00㎡
可児市土田字渡2689番 4、畑、161.00㎡
可児市土田字渡2689番 5、畑、340.00㎡
可児市土田字渡2689番 6、畑、59.00㎡
可児市土田字渡2690番 1、田、714.00㎡
可児市土田字渡2691番 1、田、866.00㎡
可児市土田字渡2691番 3、田、436.00㎡
可児市土田字渡2694番 1、田、991.00㎡
可児市土田字渡2694番 3、田、228.00㎡
可児市土田字渡2694番 4、田、244.00㎡
可児市土田字渡2694番 5、田、199.00㎡
可児市土田字渡2694番 6、田、234.00㎡
可児市土田字渡2694番 7、田、685.00㎡
可児市土田字渡2694番 8、田、227.00㎡
可児市土田字渡2694番 9、田、180.00㎡
可児市土田字渡2694番10、畑、313.00㎡
可児市土田字渡2695番 1、畑、733.00㎡
可児市土田字渡2695番 2、畑、19.00㎡
可児市土田字渡2695番 3、畑、42.00㎡
可児市土田字渡2695番 4、畑、519.00㎡
可児市土田字渡2695番 5、畑、366.00㎡
可児市土田字渡2695番 6、畑、965.00㎡
可児市土田字渡2696番 1、畑、95.00㎡
可児市土田字渡2698番 1、畑、63.00㎡
可児市土田字渡2699番 1、畑、75.00㎡
可児市土田字渡2700番 1、畑、135.00㎡

- 2 目的 (仮称) 土田渡多目的広場整備事業用地
3 方法 随意契約
4 価格 109,274,186円
5 相手方 可児市広見一丁目1番地
可児市土地開発公社 理事長 高木 伸二

議案第77号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成28年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

- 1 指定管理者を指定する施設 可児市体育施設（可児市運動公園グラウンド、可児市運動公園スタジアム、可児市運動公園テニスコート、可児市運動公園第1弓道場、可児市運動公園第2弓道場、可児市運動公園ウエイトリフティング場、可児市B&G海洋センター、塩河公園グラウンド、鳴子近隣公園テニスコート、広見市民グラウンド、姫治市民グラウンド、坊主山市民グラウンド）
- 2 指定管理者の名称等
K S Cグループ
代表構成員 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号
ミズノスポーツサービス株式会社
代表取締役 田中 勝次
構成員 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号
美津濃株式会社
代表取締役社長 水野 明人
構成員 可児市谷迫間806番地2
公益財団法人可児市体育連盟
会長 渡邊 明義
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第78号

指定金融機関の指定についての議決の変更について

指定金融機関の指定についての議決について、次のとおり変更する。

平成28年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

指定金融機関の指定について（昭和57年12月21日議案第133号で議決）の全部を次のように変更する。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、次の金融機関を可児市指定金融機関に指定するものとする。

金融機関名	指定期間
東濃信用金庫	平成29年4月1日から平成29年9月30日まで
株式会社十六銀行	平成29年10月1日から平成31年9月30日まで

平成31年10月1日以降は、東濃信用金庫、株式会社十六銀行の順序により2年ごとに指定する。ただし、指定金融機関が破綻した場合又はその恐れがあると判断した場合その他特別の事情がある場合は、一方の金融機関に指定金融機関の指定を変更することができる。

議案第79号

可茂広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約に関する協議について

可茂広域行政事務組合同規約の一部を次のとおり変更する。

平成28年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

可茂広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

可茂広域行政事務組合同規約（平成7年4月1日岐阜県指令可総第17号）の一部を次のように変更する。

第12条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

（事務の承継）

第12条 組合の解散に伴う事務の承継にあつては、関係市町村及び関係一部事務組合がその議会の議決を経て行う協議をもって定める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあつた日から施行する。

議案第80号

可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について

可茂広域公平委員会を共同設置することについて、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第252条の7第3項で準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

可児市長 富田 成輝

記

可茂広域公平委員会共同設置規約

（設置）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次に掲げる市町村及び一部事務組合（以下「関係団体」という。）は、共同して公平委員会を設置する。

美濃加茂市 可児市 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村 御嵩町 可茂衛生施設利用組合 可茂消防事務組合 可茂公設地方卸売市場組合 可児市・御嵩町中学校組合 美濃加茂市富加町中学校組合
--

（名称）

第2条 前条の公平委員会は、可茂広域公平委員会（以下「公平委員会」という。）という。

（執務場所）

第3条 公平委員会の執務場所は、可児市役所内とする。

（委員）

第4条 公平委員会の委員は、可児市長が可児市議会の同意を得て選任する。

2 公平委員会の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他身分取扱いについては、可児市条例の定めるところによる。

（事務職員）

第5条 公平委員会の事務職員は、可児市の職員をもって充てる。

2 事務職員の身分取扱いについては、可児市職員の身分取扱いの例による。

（通常経費）

第6条 公平委員会の設置及び運営に関する経費は、均等割及び職員数割により算出して、関係団体が負担する。

（特別経費）

第7条 特定の関係団体に対する不服申立て等により、公平委員会に特定の事務を管理し執行させる場合は、前条に規定する負担金とは別に、これに要する経費を当該関係団体が負担する。

(負担金の歳入と費用の支出)

第8条 第6条及び前条の負担金は、可児市の歳入予算に計上し、経費はその歳出予算に計上して支出するものとする。

(決算報告)

第9条 可児市長は、公平委員会に関する決算を可児市議会の認定に付したときは、その結果を関係団体の長に報告しなければならない。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、公平委員会に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行後最初に選任される公平委員会の委員の選任のための手続その他この規約を実施するために必要な準備行為は、この規約の施行の日前においても行うことができる。